

議案第 1 2 6 号

松阪市職員退職手当支給条例等の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）等の一部を次のように改正する。

平成 27 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

第 13 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

(松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害	0.88

	厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族	0.88

厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

（松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 3 条 松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及	0.73
--	---	------

	び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害基礎年金」という。）	
2 傷病補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）
3 障害補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金 （第 18 条の 2 に	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

規定する公務上の災害に係るものに限る。)		
----------------------	--	--

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、

		0.91)
3 障害補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金 (以下この表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)) が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国	0.92

	民年金法による寡婦年金	
--	-------------	--

附則第 5 条第 3 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の 2 が支給される」を「法律による年金たる給付の数が 2 である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下この表及び第 6 項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下この表及び第 6 項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金 (以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつ

		ては、0.92)
3 障害補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.81、第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.81、第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺	0.80

	族年金	
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第 5 条第 4 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第 5 項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあっては、その合計額）を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第 5 条第 6 項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第 8 条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条の規定による改正後の松阪市職員退職手当支給条例第 13 条第 4 項の改正規定は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。
（松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 2 条の規定による改正後の松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新非常勤公災条例」という。）附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年一元化法第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 82 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号。以下この項において「平成 27 年地共済経過措置政令」という。）第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成 27 年地共済経過措置政令第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5

項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第 21 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合（平成 24 年一元化法附則第 56 条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新非常勤公災条例附則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第 2 条の規定による改正前の松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定により支給された年金たる損害補償及び休業補償は、新非常勤公災条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

（松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第 3 条の規定による改正後の松阪市消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員公災条例」という。）附則第 5 条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第 3 条の規定による改正前の松阪市消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条の規定により支給された年金たる損害補償及び休業補償は、新消防団員公災条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。